

# 監 査 報 告 書

学校法人 日本社会事業大学

理事会 御 中  
評議員会 御 中

私たち学校法人日本社会事業大学の監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第10条の規定に基づき、令和3年度における学校法人日本社会事業大学の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行について監査を実施いたしました。

監査の方法は、重要会議の出席、理事等からの事業報告の聴取及び重要書類の閲覧を行った他、私たちが必要と認めた監査手続きを実施いたしました。

監査の結果、学校法人日本社会事業大学の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正な行為 又は 法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく適正に決定及び執行され、また、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表 並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、収支及び財産の状況を正しく示しているものと認められました。

令和4年5月12日

学校法人 日本社会事業大学

監 事 亀 岡 保 夫 ⑩

監 事 森 貞 述 ⑩